

役員等報酬規程

社会福祉法人しらさぎ福祉会

社会福祉法人しらさぎ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しらさぎ福祉会（以下「当法人」という定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。

2 役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の役員に対して、各年度の総額が6,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出された額を、報酬として支給することができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第20条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第5に定める額
- (2) 退職手当については、別表4に定める額
- (3) 非常勤役員等が職務のための会議に出席又は出張をしたときは、旅費規程に基づ

き、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第6の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

（2）賞与については、毎年7月及び12月とする。

（3）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬については、当該会議に出席した都度、支給する。

（2）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

（1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

（2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年 3月27日改正、平成31年4月1日より施行する。

この規程は、令和 7年12月22日より改正、施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	理事長に関する規程に定める額
常務理事	月額200,000円
理事	月額150,000円

別表第2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表第3（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。（係数は中小企業における退職金計算の指標係数を用いる。）

別表第4（非常勤役員等の退職金）

理事長	100,000円
上記以外	1期～2期 10,000円 3期～4期 20,000円 5期以降 30,000円

別表第5（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

評議員会への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

（2）理事

理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

（3）監事

監事監査等への出席	
公認会計士、税理士等の資格を保有する	日額 30,000円
上記以外	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

別表第6（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し職員給与を支給している役員は、本規程の役員報酬等は支給しない。